

仲田明育英資金交付に関する内規

平成27年6月3日

(趣旨)

第1条 この内規は、仲田明育英資金交付基金の設置及び管理に関する条例(昭和60年南山城村条例第4号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 育英資金の交付を適正に行う為、次の委員により選考委員会を置く。

- (1) 副村長
- (2) 参事
- (3) 税財政課長
- (4) 産業生活課長

(事務局)

第3条 選考委員会の事務局は、産業生活課に置く。

2 事務局は、選考委員会に関する庶務をつかさどる。

(申請の手続)

第4条 育英資金の交付を受けようとする者は、育英資金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 農林業後継者承諾書(様式第2号)
- (2) 保護者誓約書(様式第3号)
- (3) 就農林業誓約書(様式第4号)
- (4) 在学証明書
- (5) 就農林業計画書

(交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請に基づき、選考委員会の選考を経て、育英資金の交付を決定する。

(交付金額)

第6条 育英資金の交付額は、1人について年額100,000円(定額)とする。

(交付の期間)

第7条 交付の期間は、1人について2年間を限度とする。

(交付金の返還)

第8条 在学中、育英資金の交付を受けた者が、学校を退学したとき又は卒業後農林業に従事しない時は、村長は、交付した資金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、育英資金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

「仲田明育英資金交付基金」事務取扱要領（Q & A）

《全体》

1. 農業後継者の考え方は、世帯の農林業経営の後継者とするのか、又は村全体の農林業の後継者とするのか？
→村全体の農林業の後継者とする。

《対象者》

1. 府立農業大学校又は茶業研究所の研修生は交付金の対象となるか？
→対象とする。
2. 農林業後継者として南山城村にとどまるとは？
→新規就労日から起算して2年以上農林業に従事し、かつ住所を置くこと。
3. 農林業関連の学校に入学せず、親元就労を計画している者は、新規就労を計画している者とみなすのか？
→新規就労を計画している者とみなす。
4. 同一世帯内に同時に2人以上の対象者がある場合は、それぞれが交付金の対象となるか？
→対象となる。
5. 新規に農林業を経営するとは、本人が経営権を持たない親元就労の場合でも対象となるのか？
→対象となる。

《申請方法》

1. 育英資金交付申請書（様式第1号）
 - ①（学校名 ）に入学しました欄の記入については、2ヵ年目の申請時には、（学校名 ）に在学中です。と読み替えることができるのか？
→読み替えることができる。
 - ②保護者氏名欄の記入は、農業関連学校に入学する者で、かつ未成年者が申請者の場合のみ対象となるのか？
→お見込みのとおり
2. 農林業後継者承諾書（様式第2号）
 - ①添付書類に在学証明書とあるが、農業関連学校に入学したもののみが対象となるのか？
→お見込みのとおり

3. 保護者誓約書（様式第3号）

①保護者誓約書は、未成年者の保護者のみが対象となるのか？

また、新規就労の場合であっても申請者が未成年者の場合には誓約書の提出が必要か？

→未成年者の保護者のみ対象とし、新規就労の場合も同様の取扱いとする。

②様式中、「経営させる」は「従事させる」と読み替えることができるか？

→読み替えることができる

4. 就農林業誓約書（様式第4号）

①様式中、「新規に農林業を経営すること」は「新規に農林業に従事すること」と読み替えることができるか？（※親元就労の場合は、新規経営ではないケースがあるため。）

→読み替えることができる

5. 「就農林業計画書（経営計画書）」（別添様式第1号）

①就農林業計画書の提出は、任意様式で良いか？

→別添様式第1号により提出いただきます。

②就農林業計画書の提出は、新規就労を計画している者のみが対象となるのか？

→お見込みのとおり

《交付金の返還》

1. 農業関連の高等学校等を退学した場合は返還となるのか？

→返還となる。

2. 農業関連の高等学校等を退学後、直ちに農林業に就業した場合であっても返還となるのか？

→返還とならない。

3. 交付金受給後、転出又は農業に従事しなかった場合は返還となるのか？

→返還となる。

（新規就労日から起算して2年以上農林業に従事し、かつ住所を置く。）

（婚姻等の事情により通作可能な範囲に転出した場合は、この限りでない。）

4. 農業関連の高等学校等を卒業後、引き続き農業関連の会社等へ研修に行く場合は就労したとみなされず、即返還となるのか？

→研修終了後、農林業に従事すれば返還とならない。

《新規就労状況の確認方法》

1. 親元就労の場合の確認方法は、どのように行われるのか？
→「就農林業（親元就労）状況報告書（別添様式第2号）」により、地元農業委員の証明をもらい提出する。
2. 農林業就労状況の確認方法は、どのように行われるのか？
→返還対象期間（2年）は、「就農林業（親元就労）状況報告書（別添様式第2号）」により、地元農業委員の証明をもらい提出するものとする。
3. 経営面積の確認方法は、どのように行われるのか？
→「就農林業（親元就労）状況報告書（別添様式第2号）」の提出に基づき、下限面積要件に準ずる範囲で確認する。（農地台帳及び利用権設定の状況等について確認する。）
4. 農林業設備（農林業用機具、工場、倉庫など）の確認方法は、どのように行われるのか？
→農林業設備の所有状況等を現地調査等により確認する。
5. 出荷状況の確認方法は、どのように行われるのか？
→出荷伝票等（出荷伝票など出荷状況の確認できるもの）により確認する。